

2019年9月吉日

お取引先さま各位

ヘニックス株式会社
総務部

消費税法改正に伴うご請求に関するご連絡

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、お取引先さまにおかれましてはご高承のとおり、このたび消費税法が改正され、2019年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられることとなりました。

これに伴いまして、弊社のご請求に関する対応を下記にまとめましたので、何とぞご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

1. 税率の適用基準

弊社の発行する納品書（お取引先さま専用伝票含む）の日付が、2019年10月1日以降のものより消費税率10%を適用します。（弊社では納品書の日付を、出荷日ではなく荷物到着予定日で表記しています。）

2. 改定日をまたぐ返品に関する処理について

2019年9月30日までにお取引先さまご検収いただいたもので、改定日以降に返品となったお取引分に関しましては、赤伝処理の際 税率は『8%』を適用します。

3. 8%と10%が混在するお取引に関する請求書の消費税表記について

弊社使用の請求書（請求明細書）では、システム上 最上段『消費税』『今回御請求額』には8%と10%が合算されますが、請求明細欄の最終行にて『8%』『10%』其々の合計消費税額が表記されます。

以上、ご不明な点等ございましたら、お手数ですが 総務部までお問い合わせください。

ヘニックス(株)総務部 竹中
TEL : 072-827-9510
FAX : 072-827-9445